いて同じ。）にあつては、日本薬局方において定められた名称、その他の医薬品で一般的名称のあるものにあつては、その一般的名称）	（略）	法第五十条第六号	法第五十条第十号	法第五十条第十一号	法第五十条第十二号
（略）	（略）	日本薬局方に収められている医薬品（その性状又は品質が日本薬局方で定める基準に適合しないものであつて、当該性状又は品質について適正なものとして第十四条又は第十九条の二の承認を受けたものに限る。）にあつては、その有効成分の名称（一般的名称があるものにあつては、その一般的名称）及びその分量（有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨）	法第四十一条第三項の規定によつて定められた基準において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項（有効期間を除く。）	法第四十一条第三項の規定によつて定められた基準において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項（有効期間を除く。）	有効成分の名称（一般的名称があるものにあつては、その一般的名称）及びその
		省略することができる。	省略することができる。	省略することができる。	省略することができる。

	（略）	法第五十条第八号	法第五十条第九号	法第五十条第十号
	（新設）	法第四十一条第三項の規定によつて定められた基準において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項（有効期間を除く。）	法第四十一条第三項の規定によつて定められた基準において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項（有効期間を除く。）	有効成分の名称（一般的名称があるものにあつては、その一般的名称）及びその
	（略）	省略することができる。	省略することができる。	省略することができる。
	（新設）			